



発行 東京都

目 次

告 示

○都市計画事業の認可

(都市整備局都市基盤部街路計画課)

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定

(環境局環境改善部化学物質対策課)

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除

(同)

告 示

●東京都告示第十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第五十九条第一項の規定に基づき西東京都市計画道路事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年一月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

西東京市

二 都市計画事業の種類及び名称

西東京都市計画道路事業三・四・二
十四号田無駅南口線

三 事業施行期間 令和八年一月十五日から令和十五年三月三十日まで
四 事業地 収用の部分

西東京市南町四丁目、南町五丁目及び向台町三丁目各地内

使用の部分

西東京市南町五丁目及び向台町三丁目各地内

規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年一月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び

同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年一月十五日

東京都知事 小池 百合子

一日時 令和八年一月二十三日 午前十時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号

株式会社ファーストハウジング

(二) 代表者氏名

代表取締役 西丸 博士

(三) 主たる事務所の所在地

渋谷区代々木一丁目三十八番一号

(四) 免許証番号

東京都知事(5)第八一四一四四号

(五) 免許年月日

令和四年十一月二十九日

●東京都告示第二十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といいう。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区浮間一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

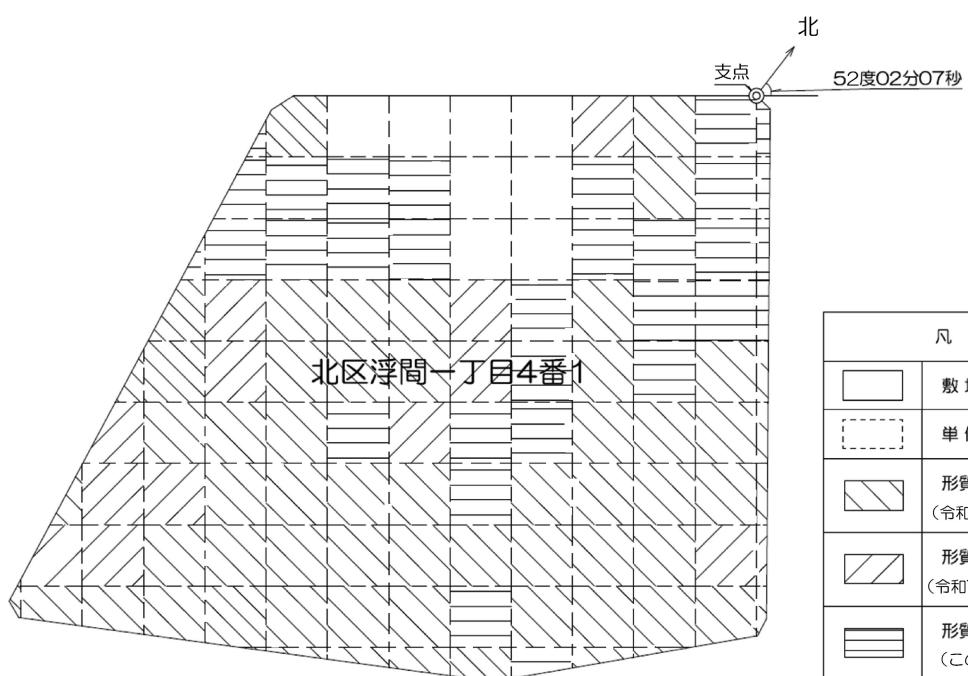
●東京都告示第二十号

土地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)の

九号。以下「規則」という。) 第三十二条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、クロロエチレン、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 規則第三十二条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



凡 例	
	敷地境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第315号により指定した区域)
	形質変更時要届出区域 (令和7年東京都告示第1071号により指定した区域)
	形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)

【格子の回転角度(52度02分07秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は、北区浮間一丁目4番1の最北端とする。

● 東京都告示第二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、平成三十年東京都告示第三百六十五
号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

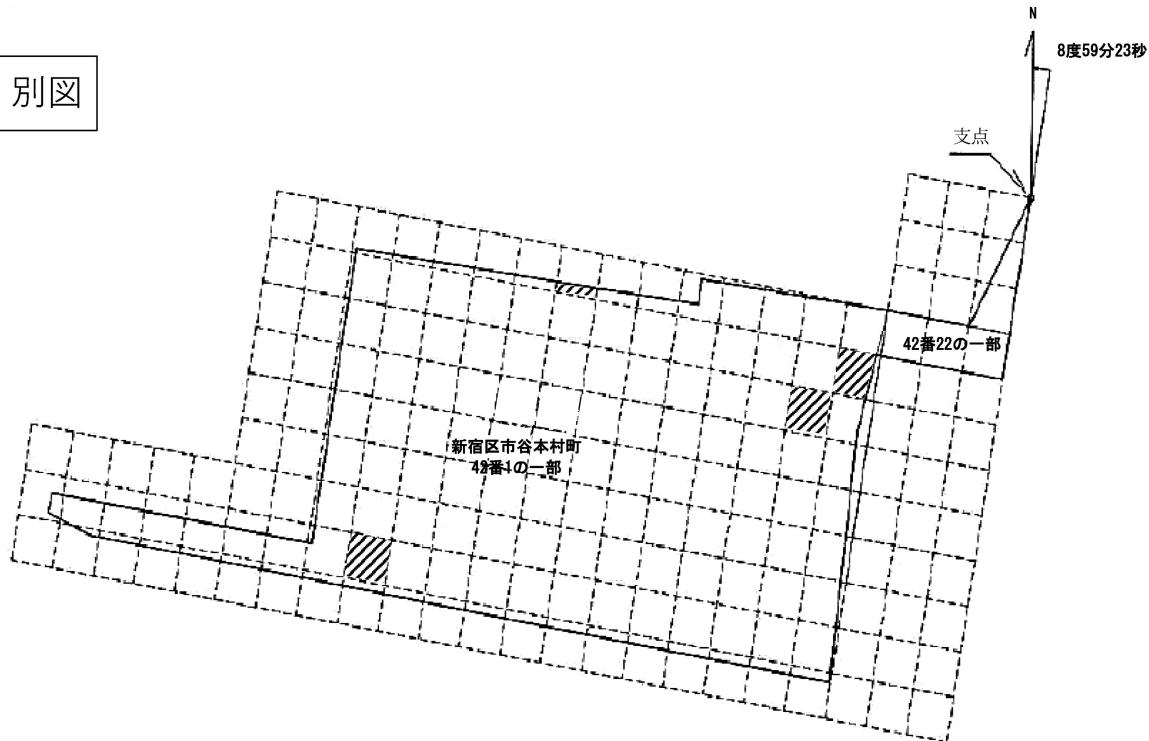
令和八年一月十五日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区市谷本村
町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
なかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

単位区画

筆境界

調査対象地

指定を解除する区域

【支点】

支点は、調査対象地の最北端とし、座標を下表に示す。

X	Y
-33785. 0962	-9577. 4257

※座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、
世界測地系の座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（8度59分23秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向
及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む) 三〇円印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の生産、
リサイクルがしてある。